

令和元年

第1回臨時会会議録

令和元年5月23日

やまと広域環境衛生事務組合議会

# やまと広域環境衛生事務組合議会臨時会会議録

## 議 事 日 程

令和元年5月23日（木曜日）

開 会（午後2時30分）

管理者招集の挨拶

会議録署名議員の指名

会期の決定

- 第1 報第1号 やまと広域環境衛生事務組合プロポーザル審査委員会条例の専決処分の報告について
- 第2 報第2号 やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告について
- 第3 報第3号 平成30年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告について
- 第4 議第3号 令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算（第1号）について

閉 会

○本日の会議に付した事件  
日程に同じ

○出席議員（9名）

1 番	竹邑 利文	2 番	植田 昌孝
3 番	小走 善秀	4 番	南 満
5 番	川田 大介	6 番	小松 久展
7 番	平岡 清司	8 番	牧野 雅一
9 番	大谷 龍雄		

○欠席議員 なし

○説明のための出席者

管 理 者	東川 裕	副 管 理 者	森 章浩
副 管 理 者	太田 好紀	事 務 局 長	河中 住嘉
総 務 課 長	北口 尚吾	総 務 課 長 補 佐	岡西 弘至

○議場に出席した事務職員

御所市議会事務局長	奥田 公夫	事務局係長	岩戸 一
事務局係員	春名 詩朗		

(午後 2 時 2 0 分開会)

議長  
(小松 久展) ただいまの出席議員数は 9 名でありますので、議会は成立をいたしました。  
ただいまより、令和元年やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回臨時会を開会いたします。  
管理者より招集の挨拶がございます。

議長  
(小松 久展) 東川管理者。  
管理者  
(東川 裕) やまと広域環境衛生事務組合議会第 1 回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。  
平素は格別のご厚情を賜り厚く御礼申し上げます。私ども理事者におきましては、今後におきましても、円滑な施設運営に努めてまいり所存でございます。議員各位におかれましても、なお一層のご指導、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。  
さて、今回提出させていただきました案件は、条例の設置及び一部改正並びに平成 3 0 年度一般会計補正予算の専決処分の報告が 3 件、令和元年度一般会計補正予算でございます。議員各位におかれましては、ご審議を賜るわけでございますが、何とぞよろしくお願い申しあげましてご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

議長  
(小松 久展) これより、会議を開きます。  
会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第 7 1 条の規定により議長において指名をいたします。4 番・南満議員、5 番・川田大介議員、以上 2 名の議員を指名いたします。  
次に、会期についてお諮りをいたします。本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日 1 日間と決しました。  
これより日程に入ります。日程第 1、報第 1 号、やまと広域環境衛生事務組合プロポーザル審査委員会条例の専決処分の報告についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の報告を求めます。

議長 (小松 久展) 管理者 (東川 裕)	<p>東川管理者。</p> <p>報第1号、やまと広域環境衛生事務組合プロポーザル審査委員会条例の専決処分報告につきましてご説明いたします。</p> <p>組合が発注する高度な技術または専門的な知識を必要とする業務の契約に当たり、企画または技術に関する提案を求め、提案内容及び業務遂行能力が最もすぐれた事業者を選定するプロポーザル方式による審査を厳正かつ公平に実施するため、審査委員会を設置するため条例を制定したものであり、地方自治法179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分したものであります。</p> <p>何とぞご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。</p>
議長 (小松 久展)	<p>質疑に入ります。ご質疑はございませんか。</p>
議長 (小松 久展)	<p>9番大谷議員。</p>
9番 (大谷 龍雄)	<p>提案されております条例の第3条には、管理者が委嘱するということで、(1)学識経験者、(2)高度な技術または専門的な知識を有する者となっておりますけれども、ご存じのようにごみ処理場の業務は大変特殊な業務で、高度な技術、能力が要求されるわけでございますので、この学識経験者、高度な技術または専門的な知識を有する者の委嘱に当たりましては、正確な情報とそれに基づく正確な人選が求められると思います。</p> <p>特に条例の第9条には、委員はそのプロポーザルに参加する者に対して、特定の者の利益または不利益となる行為をしてはならないという、この条例をやはりクリアしなければなりませんので、学識経験者、高度な技術または専門的な知識を有する者の委嘱に当たりましては、ひとつ今申し上げました9条をクリアする上においても、正確な情報で正確な人選を求められると思いますけれども、その辺を特に求めておきたいと思います。</p>
議長 (小松 久展)	<p>答弁はよろしいんですか。</p>
9番 (大谷 龍雄)	<p>はい。</p>
議長 (小松 久展)	<p>私のほうから、じゃ、一言だけ言っておきます。今、大谷議員の言われている質問等においても、立派な質問だと思うんですよ。それには学識経験者、高度な技術、専門的な知識をもって有する人というのは、経歴等々も公開しなさいよ。そうでしょう、任命する以上は。</p> <p>ほかにごございませんか。</p>

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。報第1号、やまと広域環境衛生事務組合プロポーザル審査委員会条例の専決処分の報告についてを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって報第1号は、報告どおり承認することに決しました。  
日程第2、報第2号、やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の報告を求めます。

議長  
(小松 久展)  
管理者  
(東川 裕) 東川管理者。  
報第2号、やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを説明いたします。  
報酬及び費用弁償に関する条例、別表第2条関係にその他の条例に基づく委員に日額1万円を加えたもので、地方自治法179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分したものであります。  
何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長  
(小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) 質疑なしと認めます。  
お諮りいたします。報第2号、やまと広域環境衛生事務組合報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の専決処分の報告についてを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展) ご異議なしと認めます。よって報第2号は、報告どおり承認することに決しました。

日程第3、報第3号、平成30年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

東川管理者。

管理者  
(東川 裕)

報第3号、平成30年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告について説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

第4款諸収入、第1項雑入で、売電収入が増額となり、403万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ7億8,678万4,000円とするものであります。

2ページをお願いします。

繰越明許費、第1款総務費、第1項総務管理費813万1,000円は、御所市において健康増進施設事業負担金を翌年度に繰り越しされたことから、当組合も同額を繰り越しするものであり、地方自治法179条第1項の規定により、平成31年3月29日付で専決処分したものであります。

何とぞご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長  
(小松 久展)

質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展)

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。報第3号、平成30年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告についてを承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展)

ご異議なしと認めます。よって報第3号は、報告どおり承認することに決しました。

日程第4、議第3号、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。朗読を省略し、直ちに提案者の説明を求めます。

議長  
(小松 久展)

東川管理者。

管理者

議第3号、令和元年度やまと広域環境衛生事務組合一般会計補正予算(第

(東川 裕) 1号) について説明いたします。  
債務負担行為の補正でございます。当施設の長期包括管理運営委託業務で、令和2年度から令和11年度までの10年間で68億5,520万円を補正するものであります。  
以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長 (小松 久展) 質疑に入ります。ご質疑はございませんか。

議長 (小松 久展) 9番大谷議員。

9番 (大谷 龍雄) この提案でいきますと、1年間に直しますと大体6億8,000万円の契約になります。今現在、3年間の契約で川崎技研に管理業務を委託していますけれども、これを3年間で13億2,417万円で契約しております。これを1年間に直しますと大体4億4,000万ですね。この提案は1年間で6億8,000万、1年間で2億以上ふえるということになるわけですけれども、管理業務の内容は、先ほど質問では人件費は合計で33名、そのほかの管理業務の内容も今と全く変わらないということなんですけれども、それでも年間2億円以上ふえるわけです。  
その理由として、先ほどからいろいろ言われていますけれども、10年間に何が起こるかということのを正確に想定するのは大変難しいと思うんです。しかし、皆様方は10年間に起こり得る修理代やらいろいろ想定して、これだけ年間2億何ぼふえて、10年間で68億要るんだという説明がありましたけれども、やはり私は契約に当たっては、この68億いっぱいを使うという姿勢を改めて、維持管理業務をできるだけ安い経費でやってもらう業者を選定して、もっともっと今のように年間大体4億4,000万でやってもうておるわけですから、これに近づけるような契約に努力すべきだというふうに思います。  
もう一つ詳しく言いますと、これは仮にプロポーザルで業者を選定して、入札して決まったとしても、この管理料は10年間一括して一遍に払うん違いますからね。大体年間で払うていくわけですから、だから年間の管理業務の内容をちゃんと報告させて、当初この機械の部分は修理せなあかんと想定しておったけれども、それがもう修理せんでもよかったとなったら、管理費はその分だけ返してもらうという契約にすべきだと思うんです。そうでないと、これだけたくさんふやしておいて、幾ら理由を言われても私はちょっと納得できませんね。それは強く求めておきたいと。  
最後、質問ですけれども、契約した業者は、大きな問題、失敗を犯した場合、その時点で契約を破棄できるようにすべきだと思いますけれども、その辺はどう考えていますか。

議長  
(小松 久展)

東川管理者。

管理者  
(東川 裕)

もちろんこれは、今回は債務負担行為で金額の枠をとらせていただいております。もちろん契約に当たりましては、1つは安心・安全というものに重点を置き、もう一つは費用対効果というものにしっかりと重点を置きながら、この審査会でご議論をいただきたいというふうに思いますし、契約の詳細についても、今いただきましたご意見を参考にさせていただいて、詳細を考えていきたいというふうに思っております。

すみません。それと、もちろんその契約の中身におきまして、責任の所在をはっきりさせて相手方に、いわゆる業務を運営している側に責任がある場合は、もちろんそちらの責任において後のしまいをしていただくというのは当然のことでございますので、その辺の内容についても契約の中でしっかりと詳細を書いていきたいというふうに考えております。

議長  
(小松 久展)

他にございませんか。

8番牧野議員。

8番  
(牧野 雅一)

このような大きな債務負担行為、必要であろうというご判断から上程されておられると思います。また、こういう必要なものは必要なもので取り組んでいかないかと思えます。ただひとつお願いというか、意見として言わせていただきたいのが、私は今期からこの組合議員に来させていただきました。前任の方からも今までの総合的な流れとして、この組合に参画させていただいている五條市、また田原本町さん、もちろん御所市さんもやと思うんですけれども、この組合の負担金、この負担金は極力これ以上ふやさないような工夫をしていただきたいという総意に近いようなものがあると思うんです。にもかかわらず、これはかなり大きな負担増になります。でも必要なものは必要なものでしていかないけない。それぞれの立場で持ち帰ったときに、例えば五條市であれば五條市の我々同僚の議会議員、またその向こうにおられる市民の皆さんに対して、こういう理由やさかいにこれだけの余計な、今まで以上の費用が必要なんですよという説明できる資料をできれば今回はプロポーザルの後、公開していただけるということですが、できれば我々もこれを判断させていただくにおいては、事前にそういう説明資料等々準備いただいて、我々も納得、理解させていただいた上で、みんなで一つになって進めていかせてもらえたらなというのを今回感じました。

ひとつお願いが、当五條市においても財政的にはかなり今後も厳しさが見通せる中で、監査委員さんからの指摘もあります。その指摘というのが

五條市においては3つの広域に参画させていただいています。南奈良、やまと広域、奈良県広域と、それぞれの負担金が財政の圧迫の要因の一つになっておるといふ指摘もいただいておりますので、極力こういう広域団体に対する負担金を軽減できるような形をとっていただけるように、これは五條市の議員としてのお願いでございますので、今後ともよろしく願いいたします。

ご答弁は結構ですので、よろしく申し上げます。

議長  
(小松 久展) ほかにございませんか。  
7番平岡議員。

7番  
(平岡 清司) 先ほども議員さんから出ておるんですけれども、68億5,520万、先ほど答弁もいただいたんですけれども、できるだけ議員さん言われておるように抑制していただく、この金額は決定ではないですけれども、五條市、田原本、御所さん、先ほども言われていましたけれども、負担金を少なくするということが、ごみ量も今、御所市さん、五條市、みんな違いますけれども、その中で五條市においても減らしていらっしゃるところでございます。その中においてもできるだけ負担金だけ少なくなりますようによろしく願いしておきます。  
答弁は結構です。

議長  
(小松 久展) ほかにございませんか。  
1番竹邑議員。

1番  
(竹邑 利文) この金額を見たら、我々住民さんから見れば何やこの金額となると思うんですわ。だから我々としても十分納得できるように、これを見たら1.5倍という金額になっておりますので、我々、地元へ帰ってこれが住民さんに納得できる金額かという問題になると思うんです。だからこちらの努力の結果もわかっておりますので、今後ともひとつこの点だけよろしく願いいたします。  
答弁は結構です。

議長  
(小松 久展) ほかにございませんか。  
3番小走議員。

3番  
(小走 善秀) いろいろお聞かせいただいて理解はしたつもりです。その中で、やはりこの年間4億が6億になって2億多くなるということについては相当、皆さんに納得いただこうと思ったらそこそこ努力も必要やと思いますし、こ

のことについて疑問はあるものの、やはり管理者等の説明により、これは10年することによって安くなるということでもございますし、それ以上言われてしたら反論する言葉もないし、説明のあった明細についても見せていただいたし、そうやろうなということとは思いますが、今後はやはりこの10年間の68億という金額が、いや、またこうして違う修理にこれだけかかる、これは特別な事情やねんというようなことで、その都度その都度ふえていくん違うかなという気もしますし、そんなことがないように今後進めていただかなあかなと思うんですけれども、その点だけどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。その辺約束していただけるようにお願ひします。

議長  
(小松 久展)  
管理者  
(東川 裕)

東川管理者。

先ほどからご意見を聞いておりますと、安くしろ、安くしろというご意見をいただいております。誰も本市といたしましても住民負担を強いるというのは断腸の思ひでございます。ただ一方で、安全で安心して運営をしていくということも非常に重要だというふうに考えております。今、議員の皆様方からいただいたご意見は真摯に受けとめさせていただいて、できるだけ安全・安心に、そしてしかも費用対効果も住民の皆さんに理解していただけるような形で今後進めてまいりたいというふうに思ひますので、皆さんのご意見をしっかりと受けとめさせていただきたいというふうに思ひます。

議長  
(小松 久展)

他にございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長  
(小松 久展)

討論なしと認めます。これをもちまして討論を終了いたします。

これより採決をいたします。本案を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔全員挙手〕

議長  
(小松 久展) 全員賛成と認めます。よって議第3号は、原案どおり可決することに決  
しました。

以上で本臨時会に付議されました案件は全て議了いたしました。

これをもちまして、令和元年やまと広域環境衛生事務組合議会第1回臨時  
議会を閉会いたします。長時間にわたり慎重審議いただきまして、まこ  
とにありがとうございました。ご苦労さんでございました。

(午後2時43分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議長

議員

議員